

「2023～2024年 C F P[®] 受験対策精選過去問題集」
【相続・事業承継設計】正誤表

この度は、「C F P[®] 資格審査試験精選過去問題集－相続・事業承継設計－」をご利用いただき、誠にありがとうございます。本書に修正箇所がございますので、ご迷惑おかけして申し訳ございませんが、下記の通り訂正の上、ご活用くださいますようお願い申し上げます。宜しくお願い申し上げます。

F P K 研修センター株式会社 本部事務局

記

該当 p	問題番号等	誤	正
103	(問題125) 設問 B	(選択肢2. 訂正) 2. <u>180千円</u>	2. <u>227千円</u>
111	(問題137) 設問 B	(選択肢2. 訂正) 2. <u>80千円</u>	2. <u>285.2千円</u>
303	(問題125) 設問 B	<計算> 以下を次頁の【別紙1】に差替え	
313	(問題137) 設問 B	<計算> 以下を次頁の【別紙2】に差替え	

以 上

【別紙 1】

< 計算 >

同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分する。

① 基礎控除額の按分

1円未満の端数が生じるときは基礎控除額の合計が110万円になるように調整する。

- ・ 野村さんからの贈与にかかる基礎控除額

$$1,100\text{千円} \times \{22,000\text{千円} / (22,000\text{千円} + 6,000\text{千円})\} = 864,286\text{円}$$

- ・ 野村さんの妻からの贈与にかかる基礎控除額

$$1,100\text{千円} \times \{6,000\text{千円} / (22,000\text{千円} + 6,000\text{千円})\} = 235,714\text{円}$$

② 野村さんからの贈与に係る贈与税額

2023年に控除した特別控除の額 : 25,000千円 > 5,000千円 $\therefore$ 5,000千円

2024年に控除できる特別控除の額 : 25,000千円 - 5,000千円 = 20,000千円

基礎控除額 特別控除額

課税価格 : 22,000千円 - 864,286円 - 20,000千円 = 1,135,714円 $\rightarrow$ 1,135千円

贈与税額 : 1,135千円 $\times$ 20% = 227千円 (千円未満切捨て)

③ 野村さんの妻からの贈与に係る贈与税額

基礎控除額

2024年に控除できる特別控除の額 : 25,000千円 > 6,000千円 - 235,714円 = 5,764,286円

基礎控除額 特別控除額

$\therefore$ 5,764,286円

課税価格 : 6,000,000円 - 235,714円 - 5,764,286円 = 0円 $\rightarrow$ 贈与税額 : 0円

④ 贈与税額 ② + ③ = 227千円 + 0円 = 227千円

【別紙 2】

< 計算 >

同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分する。

① 基礎控除額の按分

1円未満の端数が生じるときは基礎控除額の合計が110万円になるように調整する。

- ・柴田さんからの贈与にかかる基礎控除額

$$1,100\text{千円} \times \{1,500\text{千円} / (1,500\text{千円} + 21,000\text{千円})\} = 73,333\text{円}$$

- ・柴田さんの妻からの贈与にかかる基礎控除額

$$1,100\text{千円} \times \{21,000\text{千円} / (1,500\text{千円} + 21,000\text{千円})\} = 1,026,667\text{円}$$

② 柴田さんからの贈与に係る贈与税額

2023年に控除した特別控除の額 : 25,000千円 < 26,500千円 ∴ 25,000千円

2024年に控除できる特別控除の額 : 25,000千円 - 25,000千円 = 0円 (特別控除の残額なし)

基礎控除額 特別控除額

課税価格 : 1,500千円 - 73,333円 - 0円 = 1,426,667円 → 1,426千円

贈与税額 : 1,426千円 × 20% = 285.2千円 (千円未満切捨て)

③ 柴田さんの妻からの贈与に係る贈与税額

2024年に控除できる特別控除の額 :

基礎控除額

25,000千円 > 21,000千円 - 1,026,667円 = 19,973,333円

基礎控除額 特別控除額

∴ 19,973,333円

課税価格 : 21,000,000円 - 1,026,667円 - 19,973,333円 = 0円 → 贈与税額 : 0円

④ 贈与税額 ② + ③ = 285.2千円 + 0円 = 285.2千円

《参考》 柴田さんの妻からの贈与で2025年以後に控除できる特別控除額は次のとおり。

$$25,000,000\text{円} - 19,973,333\text{円} = 5,026,667\text{円}$$

以 上